

平成22年(2010年)5月6日



埼玉県報

第2180号

平成22年5月6日

木曜日

目次

告示

- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 鴻巣

鴻巣市北新宿二百七

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

荷さばき施設の整備等について（搬出入車輛専用出入口の廃止など）

荷さばき施設一から三を利用する搬出入車輛専用の出入口が、店舗の南西側にある周辺住民の自宅前道路となっている。しかしながら、次のような理由からこの出入口を廃止し、搬出入車輛は敷地内を通行するように変更することを強く求める。

当道路は、六メートル道路であるが、歩行者専用道路はない。また、店舗所在地を含む周辺地域は土地区画整理中であり、標識をはじめとして、横断歩道や信号など何も決定・設置されていない。また、当道路が国道十七号から南西に向けて進入する道路と交差する、店舗西側角にあたる交差点は、見通しが悪く、重大な事故が起こる可能性があることが、周辺住民より何度も指摘されている。このような道路を搬出入車輛が往来するようになると、事故の発生率の増大が見られる。しかし、この箇所の交通状況や予測についての調査結果は説明されなかった。

また、この北新宿第二土地区画整理事業地は約六二・一ヘクタールと鴻巣市内では類を見ないほど広大な広さであり、新築住宅が多数建設される見込みがある。現在までに新たに住民となった年齢層は二十〜三十代が多く、乳幼児をはじめ、幼稚園生や小中学生を含む子供を養育している世帯がほとんどを占めている。このため、当道路は将来通学路となる可能性もあり、このような歩行者専用道路がない道路を搬出入車輛が往来することは、避けなければならない。

さらに当初、設置者から当道路に面した出入口は決して作らず、関連する車輛の通行も全くないという説明を受けていた。これを聞いて、幼い子供たちを抱えた世帯を含む周辺住民は安心していた。しかし、立地法に基づき届出後に行わ

れた説明会において、来客用の出入り口は作らないが、搬出入車輛用の出入り口を当道路に作るということが、初めて周辺住民に対して公表された。これは明らかに設置者の問題のある行為である。さらに、歩行者専用道路もない道路であるにもかかわらず、誘導員などを全く配置する予定はないとの説明があり、安全面に關して、配慮が全く欠けていると言わざるをえない。このような経緯から周辺住民は多大なる不安やストレスを抱えることとなった。

なお、上記の説明会では、テナントはヤオコー以外は決まっておらず、搬出入車輛の大きさや経路、運行計画に至るまで何も決まっていなと説明があった。そうであるならば、周辺住民が望む通り、敷地内通行への変更と出入り口の廃止を実施しても何ら支障はないはずである。

このような経緯から当該出入り口の廃止と、搬出入車輛の当道路における通行の禁止を強く求める。

騒音の発生その他による生活環境の悪化について（開店時刻及び閉店時刻などの変更）

届出された開店時刻及び閉店時刻は午前八時から翌午前〇時となっているが、次のような理由から午前十時から午後十時に変更することを強く求める。

また、併せて荷さばき施設一から三の荷さばき時間帯も、届出された午前六時から午後十時ではなく、午前十時から午後八時に変更することを強く求める。

国道十七号を挟んで建っているコープ吹上店の営業時間は、午前十時から午後十時までとなっている。開店時及び閉店時の利用客はほとんどみられない。また、テナントとして入居予定のヤオコーは、当予定地から約七百メートルの距離に行田門井店が建っているが、営業時間は同様に午前十時から午後十時となっている。このように当予定地周辺では、午前十時から午後十時の間に営業時間を設定している店舗がほとんどである。

また、上記のような他店舗に比べて、当店舗は規模が大きく、さらに隣接する住居との距離は六メートル道路を挟むだけとなり、非常に近い。このため、届出された営業時間及び荷さばき時間帯では、騒音などにより周辺住民の生活環境が悪化する事は明らかである。

また当店舗は荷さばき施設を六箇所も設置する予定であり、隣接住居側に面している荷さばき施設一から三の三箇所の荷さばき時間帯を、日常生活を行う時間帯である午前十時から午後八時とし、それ以外の時間帯は他の荷さばき施設を利用するように変更しても何ら問題はないと思われる。加えて前項にも述べた通り、搬出入車輛に関する事項は計画段階であるならば、変更は容易であると思われる。

このように周辺環境や同業種の他店舗の事例を鑑みて、営業時間などの変更を強く求める。

騒音の発生その他による生活環境の悪化について（騒音などの防止対策）

説明会では、廃棄物処理施設に扉が設けられること以外に、騒音、振動、排気、臭気、光害などの環境対策に関してほとんど説明がなかった。具体的な他店の例を挙げることもなく、数値などの予測に関する説明もなかった。このため、環境対策に関して周辺住民は大変不安を感じた。

このような経緯から、住宅が隣接している側には、室外機などの騒音や臭いの発生するものを設置しないことを強く求める。

騒音の発生その他による生活環境の悪化について（電波障害などへの対策）

現在、周辺住居ではテレビ用のアンテナを各自屋根に設置している。しかし、店舗の建設により電波障害が起こる可能性が危惧される。設置者はただちにこれら放送電波などの影響調査を行い、周辺住民に説明を行うことを求める。

影響がである場合は集合アンテナの設置などの改善策、及び被害の補償について明確にすることを強く求める。

防災・防犯対策について（プライバシーと安全の確保について）

前述の説明会では、周辺住民に対するプライバシーの確保に対する配慮や、警備面での安全対策などについて、全く説明がなかった。このため、次の通りプライバシーの確保と安全対策の措置を強く求める。

住宅が隣接している側には、周辺住民のプライバシー確保のため、窓などを設置しないよう強く求める。換気などの目的で止むを得ず設置する場合は、事前に周辺住民に説明し、目隠しなどの適切な処置を求める。さらに、店舗の南西側は従業員や搬出入車輛の通行が想定されるため、隣接する住居に配慮して目隠しや環境対策の観点から防護柵や植栽帯（低かん木と街路樹）などを設けることを強く求める。

また、屋上駐車場から近接の住宅を見下ろすことができるようになる。屋上からの落下物による事故も想定される。このため、目隠しや落下物防止、防音、排ガス防止などを目的として、屋上駐車場に高い防音壁の設置を求める。

また、来客車輛や搬出入車輛に対する誘導員や看板などの設置、路上駐車や駐輪の警戒に関して全く説明がなく、安全面に関して、配慮が欠けていると言わざるをえない。さらに災害発生時の対策や避難経路、周辺への通報手段などの説明もなかった。このため、安全面に関して早急に計画を立て、周辺住民に対して説明を行うことを求める。

その他（地域との共存）

地域の商工団体への加入、各種地域振興イベントへの参加など地域貢献に関して、設置者は計画を立て、周辺住民へ説明を行うことを求める。

二 縦覧期間

平成二十二年五月六日から平成二十二年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月十日

指令川建セ第二一〇一六一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月二十一日

川建セ第二二 五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字和泉字向二八五 七、 九、二八五 八の一部、 十の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字和泉二八五 七

河野 清廣

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月三十日

指令川建セ第二一 一七九 号

二 検査済証番号

平成二十二年四月二十一日

川建セ第二二 四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字中道七八三番八、字中道南一三五 番地六、七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪一三五 七

小林 京子